

SMBC (CHINA) NEWS



2020年4月23日

外管局、外貨業務管理の最適化等の8措置を発表

国家外貨管理局は、2020年4月14日、「外貨管理の最適化 対外業務発展の支持に関する通知」(匯発[2020]8号、以下、本通知)を公布し、外貨業務管理の最適化および外貨業務サービスの完備に関する8措置を発表しました(一部を除き公布日より実施)。

外管局は、2019年10月25日、「クロスボーダー貿易・投資利便化のさらなる促進に関する通知」(匯発[2019]28号※)にてクロスボーダー貿易・投資利便化の12措置を発表していますが、本通知により、資本項目収入支払利便化措置の全国への拡大、一部登記手続の銀行での実施など、さらなる利便的措置が明確化されました。

※ SMBC NEWS【2019】30号ご参照。SMBC ホームページの当 NEWS バックナンバーに掲載しております。

・ http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

<本通知の概要>

外貨業務管理の最適化

1. 資本項目収入支払利便化改革の全国拡大

- 一部地域のみで試行されていた当該措置を全国に拡大
- 条件に合致する企業が資本金・外債および国外上場などの資本項目収入を国内支払に用いる場合、事前・一件毎の真実性証明資料の銀行への提出は不要
- 取扱銀行は、事後抽出検査を実施

2. 特殊外貨返金業務登記の取消

- 従来、外管局での登記手続が義務付けられていた特殊外貨返金業務登記について、貨物貿易外貨受払企業名簿の分類がA類の企業に対して金融機関における直接取扱に一部制限緩和

従来規定※	本通知
第16条 (前略) 返金日と元の受払日に180日(180日を含まず)以上の間隔がある場合、または特別な状況により本条の規定に則り返金ができない場合、企業は事前に外管局で貿易外貨業務の登記手続を行わなければならない。	貨物貿易外貨受払企業名簿の分類がA類の企業について、一件あたり5万米ドル相当以下(5万米ドルを含む)の返金日と元の受払日に180日(180日を含まず)以上の間隔がある、または特別な状況により元のルートで返金することができない業務の場合、外管局において事前に登記手続を行うことなく、金融機関において直接取り扱うことができる。

※「国家外貨管理局：貨物貿易に係る外貨管理法規の印刷・公布に係る問題についての通知」(匯発[2012]38号) 付属文書2：貨物貿易に係る外貨管理の手引実施細則

SMBC (CHINA) NEWS



3. 一部資本項目業務の登記管理の簡素化 (2020年6月1日より実施)

- 条件に合致する「内保外貸 (国内保証・国外貸付)」および対外貸付の抹消登記は、その所属する分局 (外貨管理部) の管轄内の銀行にて直接取扱可能
 - ① 非金融企業の内保外貸の責任がすでに解除されており、かつ内保外貸の履行が未発生
 - ② 非金融企業の対外貸付の期限が到来しており、かつ対外貸付の元本・利息を正常に回収している

4. 輸出背景を有する国内外貨借入の外貨転による返済の緩和

- 輸出荷為替手形などの国内外貨借入について、条件に該当する場合に貸付銀行が企業のために外貨転・返済手続きを取り扱うことを許可

従来規定※	本通知
<p>一、国内外貨借入の人民元転範囲の拡大。貨物貿易輸出の背景を有する国内外貨借入について、人民元転を行うことを許可する。国内機構は、貨物貿易輸出の外貨受取資金により返済しなければならず、原則、外貨転による返済を許可しない。</p>	<p>輸出荷為替手形などの国内外貨借入を規定に基づき経常項目外貨決済口座に入金し、併せて人民元転を行う場合、企業は、原則、自ら保有する外貨あるいは貨物貿易輸出により受領する外貨資金にて返済しなければならない。企業の輸出において確かに期限通りに外貨を受領することができず、かつ上述の国内外貨借入の返済に使用可能なその他の外貨資金がない場合、貸付銀行は、業務の慎重な実施原則に基づき、企業のために外貨転・返済手続きを取り扱うことができ、併せて毎月5営業日までに所在地の外管局に関連状況を報告・備案する。</p>

※《国家外貨管理局：外貨管理改革の更なる推進、真実コンプライアンス性審査の完備に関する通知》 (匯発[2017]3号)

外貨業務サービスの完備

5. 外貨業務の電子エビデンス利用の利便化

- 銀行における電子エビデンス審査の適用条件について、「企業分類がA類および成立から満2年」との条件を取消

従来規定※
<p>第5条 企業が電子エビデンス提出の方式により貨物貿易外貨受払業務を行う場合、少なくとも下記の条件を備えていなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> (一) 貨物貿易分類の結果がA類であり、かつ営業許可証取得から2年が経過していること； (二) 取扱銀行において外貨受払取扱のコンプライアンス性及び信用記録が良好である； (三) 提出する電子エビデンスの真実・合法・完全性を保証し、また電子エビデンスの送信・保存に係る技術的条件を備えていること； (四) 銀行によるリスク管理コントロールが要求するその他条件。

※《国家外貨管理局：貨物貿易外貨受払に係る電子エビデンス審査の規範化に関する通知》 (匯発[2016]25号)

SMBC (CHINA) NEWS



6. 銀行のクロスボーダー電子商取引外貨決済の最適化

- 取引情報の収集・真实性審査などの条件を充足したうえで、取引電子情報によりクロスボーダー電子商取引の市場主体に両替および関連資金受払のサービスを銀行が提供することを支持

7. 業務審査の注記手続の緩和

- 金融機関は、規定に基づき経常項目外貨受払を審査する際、エビデンス正本への詳細注記や業務印の押捺の可否を自主的に決定可能

8. 銀行の刷新的金融サービスの支持

- 銀行が多様な方式を通じて企業の与信状況を科学的に評価し、発展の見通しが良好な中小・零細対外企業に対して外貨貸付の方面において貸付の期間延長・手続の簡素化などの優遇を与えることを奨励

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新国際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協国際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 国際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西岗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500